

# 国民年金システム標準化ベンダー分科会

## (第一回) 議事概要

日時：令和4年7月26日(火) 13:00~15:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

松岡 道郎	株式会社RKKCS 企画開発本部 次世代システム開発部 主任
深谷 瞬	株式会社TKC 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション 事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任 技師

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洸樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
越智 雅文	日本年金機構年金給付部給付企画第1グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

### 【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 研究会等の開催及び運営について
  - (2) 意見照会の実施結果について
  - (3) 機能要件及び帳票要件等に対する論点討議
  - (4) 今後の進め方について
  - (5) その他
3. 閉会

## 【意見交換(概要)】

### (1) 研究会等の開催及び運営について

- 令和3年度に引き続き、構成員の方々には8月末の標準仕様書1.0版作成及び年度末の改版に向けてご協力を賜りたい。(オブザーバー)
- 本取り組みは、「経済財政運営と改革の基本方針2020」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日)」等の国主導の方針・計画を背景に、これまで各自治体が独自に発展させてきた業務支援システムに対して、標準化・共有化や業務プロセスの見直しを行い、最終的には住民サービスの向上・地方自治体の業務効率改善を目指すものであると理解している。(事務局)
- 令和4年度の検討体制と会議体構成についてご説明する。検討体制について、構成員としてご関与いただく有識者、自治体及び事業者は令和3年度から変更はない。会議体構成についても令和3年度と同様、研究会を親会と位置づけ、その配下にワーキングチームとベンダー分科会を構成する。(事務局)
- 研究会等運営全体のスケジュールについては、8月末の標準仕様書1.0版の確定に向けて研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を1回ずつ開催して検討を進めるとともに、9月以降、標準仕様書の更なる精度向上を目指し、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を2回ずつ開催し、議論を進める想定である。(事務局)
- 令和3年度における検討経緯についてご説明する。令和3年度は、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を複数回実施するとともに、特定の自治体やベンダーに対して意見照会を実施し、標準仕様書(案)を作成した。その際、令和4年度以降の申し送り事項として、①年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応、②業務の横断的整理と機能要件への反映、③年金機構側のシステムとの連携、④オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義の4点を挙げているが、これらは中長期的に検討すべき課題として捉え、検討に係るリードタイムを考慮した上で、9月以降に取り組む範囲または令和5年度以降に取り組む範囲に分類し、可能なものから順次検討を進める想定である。(事務局)
- 年度末に発出予定の標準仕様書改版における内容と、8月以降の標準仕様書1.0版を踏まえたシステム開発との整合性の図り方について確認したい。(オブザーバー)
- 標準仕様書改版の内容により対応方針が異なるため、現時点で一概に方針を申し上げることは難しい。標準仕様書改版の内容が見えてくるに従い、事業者と相談の上で対応方針を決定する想定である。(事務局)

### (2) 意見照会の実施結果について

- 令和4年度の全国意見照会は、全国1,741の自治体(市区町村)及び事業者を対象に実施した。受領したご意見は事務局にて整理及び集約後、論点とする討議事項、標準仕様書を修正する指摘事項、回答を作成する質問事項に分類した。なお、要件種別の変更に係るご要望については、法令等根拠が明確な場合や小規模自治体の考慮が必要な場合を加味した上で、変更要望の件数と割合を軸とした判断基準のもと対応している。(事務局)
- 全国意見照会の実施結果をご説明する。全1,741自治体及び8事業者のうち、131自治体及び6事業者より、総計2,644件のご意見を受領した。機能・帳票要件においては、資格異動事務領域の要件に対し、帳票詳細要件では国民年金保険料免除・納付猶予申請書(市町村確認書)の要件に対し、帳票レイアウトにおいては、国民年金被保険者関係届書(申出書)の要件に対するご意見が他領域と比較して最も多くなっている。その他においては、標準仕様

書本紙に対するご意見の他、移行スケジュールや自治体支援等の標準化全般に関するご意見も受領している。(事務局)

- 令和3年度の第三回研究会において、資料2 意見照会の実施報告の「必須」「オプション」見直しの考え方に対して「法令根拠が明確な場合であろうとも討議事項とする」「変更要望が2件以上という基準は、あくまでも判断基準であり、2件以上の要望については討議事項とすべき」という議論結果だったと記憶しているが、認識に相違ないか。(構成員)
- ご認識のとおり。なお、法令根拠が明確で見直すべき要件は、事務局にて整理して年金局に確認の上、標準仕様書に反映している。一方で、法令根拠が明確でも討議すべきものは討議事項としている。また、変更要望が2件以上の場合は、相反する意見をいただいた要件を中心に討議事項としている。(事務局)
- 参考7 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧の対応方針等には、法令根拠が明確で見直しを行った要件については法的根拠及び見直しの旨を記載しており、討議事項とした要件についてはその旨を記載しているという認識で良いか。また、事務局の対応方針等に対し、事業者より意見提出する機会をいただきたい。(構成員)
- ご認識のとおり。現時点で示している対応方針等は事務局案であるため、事務局案に対する意見を頂戴したい。頂戴した意見は、第一回研究会もしくは改版時点にて反映をさせていただく。(事務局)
- 他構成員の意見と同様。また、「変更要望が半数以上」という基準について、何を母数としているか。また、「変更要望が半数以上」のため見直された要件を示していただきたい。(構成員)
- 母数は同一要件に対する変更要望の総意見数である。また、「変更要望が半数以上」のため見直された要件について別途提示する。(事務局)

### (3) 機能要件及び帳票要件等に対する論点討議

- [機能・帳票要件における論点①：政令市特有の機能の記載範囲について]政令市向けの機能については、標準仕様書案に定義済みの「行政区」に係る機能のみで過不足はないか。また、当該機能は一律、オプション機能とし、政令市特有の機能である旨を備考欄に付記する表記として問題はないか。(事務局)
- 弊社システムは政令市へ対応していないため、政令市向けの機能をオプションとするのは問題ない。(構成員)
- 政令市向けの機能については、標準仕様書案に定義済みの「行政区」に係る機能のみで過不足はないと考える。また、要件種別を必須とする必要はない。各業務領域にて政令市向けの要件の表現方法が異なるが、横並び調整を実施するか。(構成員)
- 現時点では横並び調整を実施することは考えていない。しかし、各業務領域にて検討が進む中で表現方法も統一すべきという意見が多く見受けられるようであれば、デジタル庁において、各業務横並びで政令市向けの要件に係る表現方法を統一することを検討させていただく。(オブザーバー)
- 国民年金システムの標準仕様書では、政令市特有の機能である旨を備考欄に付記することで政令市向けの要件であることを明示することとするが、デジタル庁から横並び調整方針が示された場合は、その方針に従い表現方法を修正する。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点②：「市町村において行われる相談業務」に関する標準化対象機能について]協力連携事務である「市町村において行われる相談業務」について、機能追加や項目追加のご要望を多数受領しているが、相談業務の位置づけを考慮した場合、被保険者以外のメモを登録可能とした上で、相談内容の履歴管理をオプションとし用意する程度とし、機能追加や項目追加は見送ることとする対応方針について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 特段意見はない。(構成員)
- 当社システムでは相談業務はメモ機能で対応しているため、対応方針のとおりで問題ない。(構成員)
- 当社でも、「市町村において行われる相談業務」に関する機能追加等の要望をいただいた事例はあるが、全自治体で必要な要件でないと考えるため、対応方針のとおりで問題ない。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、対応方針のとおりとさせていただく。(事務局)
  
- [機能・帳票要件における論点③：自治体/年金事務所毎に運用が異なる事項についての取り扱いについて]年金機構から提供される一覧表の受領頻度について、(日次)と実運用(週次)が異なるとの意見を受領しており、自治体や年金事務所毎の運用差異についてどの程度考慮して標準仕様書に反映していくべきか、ご意見をいただきたい。なお、第一回ワーキングチームの討議結果は「現状を考慮し、受領頻度及び管理項目を見直し」となった。(事務局)
- 意見はない。(構成員)
- 意見詳細のとおり、市町村には不要な管理項目が記載されているため、市町村に必要な項目のみを必須とすべきと考える。また、年金機構から提供される情報を市町村にて登録する事務は、保険料の徴収を市町村が実施していた際は必須事務であったが、現在は国が一括して実施しており、且つ年金機構の情報をオンラインにて確認可能とするか今後検討されるため、当該事務の必要性の検討及び管理項目を再整理すべきである。(構成員)
- 第一回ワーキングチームの討議結果に基づき管理項目を見直しさせていただく。また、標準仕様書1.0版では、照会端末で確認可能な項目は国民年金システムの管理対象外とし、それ以外の年金機構及び住民から受け付ける項目は国民年金システムの管理対象としている。なお、中長期的にはご指摘の観点を含めて検討・整理を行う必要があると考える。(事務局)
  
- [機能・帳票要件における論点④：被保険者のその他記録の照会・編集に係る機能の取り扱いについて]旧年金番号や電話番号は、被保険者の記録として必須との意見を受領しているが、被保険者のその他の情報の管理項目について、市区町村にて最低限管理すべき項目とするか、もしくは「事務効率化」「住民サービスの向上」の観点から、管理項目を幅広く捉えるべきか、ご意見をいただきたい。なお、第一回ワーキングチームの討議結果は「管理項目及び要件種別は現状記載のとおりとする」となった。(事務局)
- 意見詳細のとおり、登録・修正機能はオプションとして必要であると考えます。(構成員)
- 管理項目に電話番号を複数種類設けた理由を伺いたい。また、国民年金被保険者関係届書(報告書)には1種類の電話番号しか記載出来ないため、管理項目に電話番号を複数種類設ける場合、報告対象とする電話番号を特定する必要がある。特定方法について標準仕様書にて定義するか。(構成員)

- 電話番号を1種類のみ管理する場合、市町村から住民への問い合わせ対応時に電話が繋がらない場合が想定されるため、複数種類設定している。また、標準仕様書にて特定方法も定義範囲とするかは、事業者の意見を頂戴したい。(事務局)
- 管理項目にて電話番号を複数種類設けるのであれば、報告対象を選択可能と定義すべきと考える。(構成員)
- 他構成員の意見と同様。(構成員)
- 報告対象の電話番号を特定する方法は、報告対象のフラグを管理項目として追加する方法と、システムの設定で報告対象を指定する方法が考えられるため、どちらの方法で標準化するのか検討する必要がある。なお、弊社のシステムでは管理項目にて電話番号を複数種類設けた場合、1種類目の電話番号を報告対象にする設定としている。(構成員)
- 当社システムでは、管理項目に2種類の電話番号を設け、報告対象を特定するための値を設定している。(構成員)
- 当社システムでは、管理項目に2種類の電話番号を設け、報告対象とする電話番号は選択可能としている。なお2種類とも報告対象とした場合は1種類目の電話番号を報告対象としている。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、管理項目にて電話番号を複数種類設けた場合、報告対象の選定方法は事業者別に差異があるものと考えられるため、業務上の観点から整理をさせていただく。また、構成員以外の事業者において疑問が生じないように記載をさせていただく。(事務局)
- [帳票詳細要件における論点①：免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目について] 免除・納付猶予に関する登録等の機能について、「法令で定められている」「住民サービス向上」を理由とした管理項目の追加等の意見をいただいている。なお、現状の整理では免除・納付猶予申請に係る基本的な項目を必須としており、不備訂正後の再提出時に登録する項目など業務上で必要と思われる項目をオプションとしている。この整理で良いか、あるいは追加・削除すべき項目についてご意見をいただきたい。なお、第一回ワーキングチームの討議結果は「現状の整理方針とおおり」となった。(事務局)
- 基本的な管理項目は必須とし、それ以外はオプションとする方針で問題ないと考える。(構成員)
- 現状の整理方針とおおりで問題ない。(構成員)
- 免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目の整理方針は現状のとおりで問題ない。ただし、管理項目ごとにどの要件種別が適当であるか社内で十分に精査できていないため、後日改めてご意見申し上げる。(構成員)
- 他構成員と同様の意見である。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目の整理方針は現状のとおりとする。なお、要件種別を変更した管理項目は、意見をいただき整理をさせていただく。(事務局)
- [帳票詳細要件における論点②：受給権者に係る情報の管理項目について] 国民年金裁定者一覧表上の項目について、管理項目の追加及び削除の双方の意見をいただいている。なお、受給権者に係る情報の管理項目についても、先ほどの免除に係る申請の登録・照会・編集機

能の管理項目と同様の整理をさせていただいている。この整理で良いか及び追加・削除すべき項目についてご意見をいただきたい。(事務局)

- 特段意見はない。(構成員)
- 現状の整理方針どおりで問題ない。(構成員)
- 整理方針は現状どおりとする。なお、要件種別を変更した管理項目は、別途ご意見をいただき整理をさせていただく。(事務局)
  
- [帳票詳細要件における論点③：年金機構への報告対象の識別方法について]年金機構への報告要否を識別するため、報告対象を識別する管理項目を追加すること。また、事務効率化の観点から、報告要否を自動設定する要件を追加することについてご意見をいただきたい。なお、第一回ワーキングチームの討議結果は「報告対象を識別する管理項目を設け、報告要否の自動設定は要件としない」となった。(事務局)
- 第一回ワーキングチームの討議結果のとおりで問題ないとする。(構成員)
- 報告対象を識別する管理項目を設けることに異議はないが、報告要否の自動設定は困難であると考えられるため、要件として定義すべきではない。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、第一回ワーキングチームの討議結果のとおりとさせていただく。(事務局)

#### (4) 今後の進め方について

- 今後の予定としては、ワーキングチーム及びベンダー分科会での討議内容を標準仕様書 1.0 版案に反映し、8月23日の研究会において標準仕様書 1.0 版を確定とする予定である。(事務局)
- 事務局案のご意見への対応方針に対する事業者からの意見提出に関して、3点ご質問したい。1点目、提出期日について事務局より指示をいただけるか。2点目、意見提出時のフォーマットは事務局より提示されるか。3点目、オプションから必須に要件種別を変更した根拠を把握できる資料はいつまでに提示いただけるか。(構成員)
- 1点目は、8/1(月)までとする。2点目及び3点目の資料については7/28(木)までにご提示させていただく。(事務局)

#### (5) その他

- 参考7 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧の【回答票②】機能・帳票要件一覧のNo. 1539において、現状の対応内容・討議事項・コメントのとおり記載として良いか確認させていただきたい。(事務局)
- 事象ごとに各事業者の対応は異なると考えられるため、事業者の確認は不要とし、デジタル庁の回答を示すのみで良いと考える。(オブザーバー)
- 承知した。(事務局)

以上